森林認証材普及促進ガイド

【川上から川下までの森林認証材の安定的な供給体制構築に向けて】

- このガイドは、「平成 28 年度森林認証材普及促進対策事業（調査等）」において作成したものであり、主に今後 CoC 認証を取得しようとする事業者の方々に向けたものです。
- 認証の基準や目的等は各認証制度により異なりますので、詳細については、各認証制度のウェブサイト等でご確認ください。

[平成 29 年 3 月　林野庁計画課]

森林認証制度

森林認証制度は、適正に管理された認証森林から生産される木材等を生産・流通・加工工程でラベルを付すなどして分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて持続的な森林経営を支援する仕組みです。これにより、森林・林業の成長産業化に寄与し、地域振興や資源循環型の社会の実現を目指すことができます。

森林管理

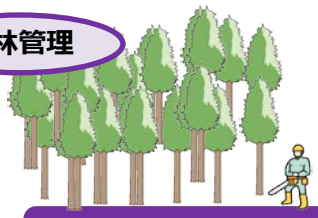

FM 認証森林

持続可能な森林管理により、生物多様性に配慮し、水と土壌を守り、温暖化防止に役立つ森づくりを進めます。

素材生産

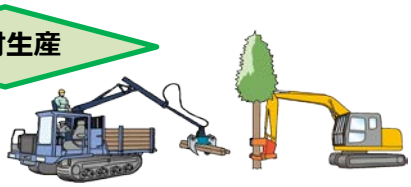

CoC 認証事業体

素材生産業者が、十分な安全管理体制のもとで木材の購入・伐採・運搬を実施します。

一次加工(製材等)

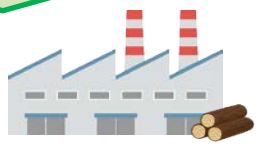

CoC 認証事業体

製材・合板・集成材・ボード・製紙等の製造工程では、認証林産物を分別管理し、認定を受けた事業体が加工製造します。

二次加工(施工等)

CoC 認証事業体

住宅建築・家具製造等の工程でも製品がラベルにより管理され、消費者に確実に認証材製品を提供します。

最終消費

消費者は、認証ラベルにより環境に優しい林産物であることを識別して購入することができるため、持続可能な森林管理を支援するためのツールとなり、更には再造林による資源循環を後押しできます。

森林認証製品

森と人、山と町を結び、
元気な循環型社会を構築

FM(Forest Management)認証

フォレスト・マネジメント：森林管理

木材の供給、水資源の保全、生物の生息域の提供など、様々な森林の働きを将来にわたって確実に引き継ぐため、適正な森林管理や環境保全への配慮に関する一定の基準に基づいて、森林を認証する制度です。

CoC(Chain of Custody)認証

チェーン・オブ・カスタディ：管理の連鎖

認証材と非認証材を適切に分別管理し、ラベル等で表示することができる認証制度で、製造・加工・流通等、すべての過程が対象となります。

CoC（管理の連鎖）認証

CoC（管理の連鎖）認証は、加工・流通過程で、FM 認証を受けた森林から産出された木材・紙製品が、認証を受けていない森林から生産されたものと混ざらないように適切に分別管理されていることを認証する制度です。
FM 認証を受けた森林から最終製品になるまでの間、製品の所有権を持つ全ての事業体が対象となることから、

- ■ CoC 認証を取得していない事業体に一度でも所有権が移ると、それ以降認証製品として取り扱えなくなります。
- ■ 加工や運送などの外部委託先には、管理方法について訓練を実施するなどして、適切に管理する必要があります。
- ■ 購入・製造・保管・販売等の各工程で、他の製品との明確な識別・帳票上での明示・記録の保管等が必要です。

1 .CoC 認証の取得によるメリット

森林所有者

・定められた森林管理方針により、持続可能な森林管理と資源利用を図ることができます。
・認証製品の市場に参入して、林産物の差別化を図ることができます。

事業者

・認証材を販売・使用することで、森林保護の支援や地球環境の保全に貢献できます。
・製品を差別化し、ブランド化を含めた販売戦略を展開できます。
・消費者の環境への関心の高まりや木材のトレーサビリティへの需要に応えることができます。
・企業の環境配慮姿勢やＣＳＲへの取組をアピールすることができます。
・認証を軸とした地域や事業体間のネットワーク化を促進することにより、供給体制の構築が可能となります。
・認証製品として、より幅広い輸出市場への参入機会が得られます。

消費者

・認証製品を選択的に購入することができ、環境保全等に貢献できます。
・顔の見えやすい関係で信頼性のある木材を適正価格で購入できます。

2.対象となる主な事業体

木材製品・紙製品の加工会社

- ・素材生産業者
- ・製材工場
- ・合板工場
- ・集成材工場
- ・プレカット工場
- ・工務店
- ・家具工場
- ・製紙工場　など

木材製品・紙製品の卸売会社

- ・木材の卸売
- ・紙の卸売

3.認証の連鎖

各事業者で証明書を発行して、認証が連鎖することで、初めて認証材として消費者に届きます。

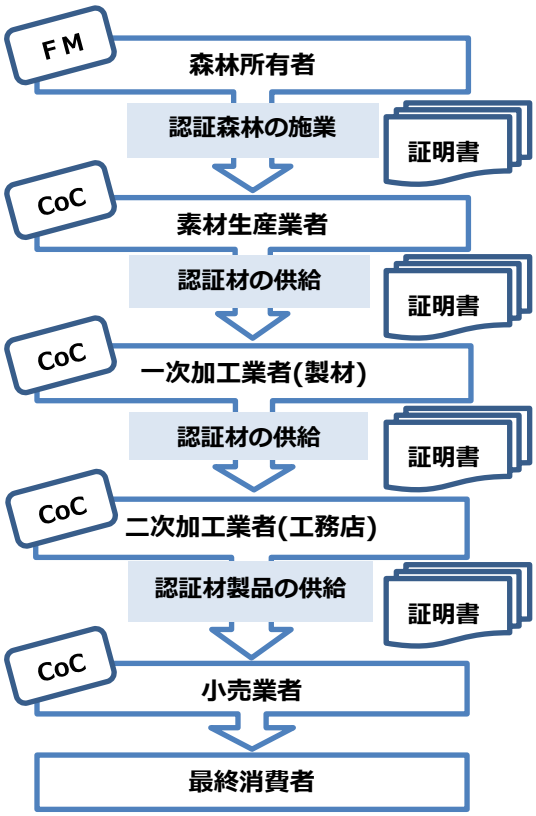

4.CoC 認証取得までの流れ

① 川上事業者との合意形成
② 認証機関への問い合わせ
③ 認証機関の決定・契約
④ 審査準備
⑤ 認証機関による事前審査
⑥ 認証機関による本審査
⑦ 認証機関による認証発行
⑧ 年次監査・更新審査

森林所有者や素材生産業者等が連携し、認証材の供給体制を作る計画を共有することが推奨されます。

【審査基準】
1 対象範囲の決定
2 CoC 運用方法の決定
3 CoC マニュアルの作成
4 文書・記録の整理
5 マネジメントシステムの運用

川上から搬出される資材のほとんどが認証材であれば、製材業者等にとっては非認証材との分別コストを低減できます。

5.管理のポイント

一つの事業体内において、材料の調達段階では、認証材であることを示す証明書を確認する必要があり、また加工段階では、分別管理がポイントになり、最後の販売段階では、ラベルの適切な使用が求められます。

調達段階

・調達先が CoC 認証取得者である必要があります。
・調達先から発行される証明書に認証材であることが明示されている必要があります。

加工段階

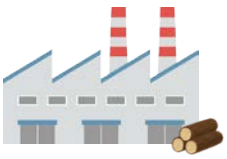

・認証材と非認証材が混ざらないように分別管理され、販売先まで追跡できる必要があります。
・自社や外部委託先を含むスタッフの、認証管理に関する教育及び内部監査が必要です。

販売段階

・認証材製品であることを示す証明書を明示する必要があります。
・ラベルをつける場合は、森林認証機関に使用の承諾を得て、適切に使用する必要があります。

文書化

・管理手順を文書化する必要があります。
・関連記録を保管する必要があります。

6.認証形式の種類

CoC 認証の取得には、次のような形式があります

単独認証

拠点数の少ない単一の事業体が認証を取得する、最も取得例の多い認証形式です。

単一事業体

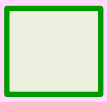

グループ認証

複数の事業体がグループを形成して認証を取得する認証形式で、一事業体当たりの取得費用を抑えることができます。
（独立した小規模の企業が対象）

複数事業体

マルチサイト認証

拠点数の多い単一の事業体や関連会社を多く持つ大規模な事業体で、複数の工程にまたがって認証を取得する認証形式で、一拠点当たりの取得費用を抑えることができます。
（全拠点の管理者が同一である必要）

同一管理者（企業内）

プロジェクト認証

通常の認証とは異なり、事業体を認証するのではなく、建設・製造されるプロジェクト（建築物、イベントステージなど）そのものを認証する仕組みで、サプライチェーンを構成する事業体が CoC 認証を取得していない場合などに利用されます。（全体認証と部分認証があります）

例：認証の家

全体認証

例：認証の構造材、窓枠、ドア

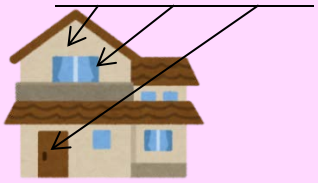

部分認証

コラム①

静岡県 A 市は、平成 27 年に市内森林の 43%が FM 認証を取得するなど、全国の市町村の中で、最大の認証面積となっています。
また、森林組合が中心となり FM 認証を、製材業者やプレカット業者などが CoC 認証を、それぞれグループで取得し、垂直・水平連携した体制（4 つの協議会）を構築し、現在ではおよそ 60 事業体が CoC 認証を取得しています。
同市では、地域認証材の普及拡大の観点から、平成 23 年、市内の区役所新築造成にあたり、家具、受水槽及び区長室の腰壁に認証材を利用する、国内の公共施設として初めての「部分プロジェクト認証」を取得しました。
また、この区役所を担当した設計事務所が、地元金融機関に提案し、全国で初めての民間店舗の「全体プロジェクト認証」を取得するなど、認証材の利用が民間市場にまで拡がっています。

コラム②

宮城県 B 町では、震災後に「バイオマス産業都市構想」を掲げるなど、環境に配慮した循環型の町づくりを目指しています。森林組合が中心となり、町有林をはじめとする森林について、持続可能な森林経営を実施する証明として FM 認証を取得しました。
また、町内産の認証材の利用割合を 100%に近づけることを目標とした町の基本方針のもと、新庁舎建設に認証材を活用するプロジェクトを起ち上げ、町内の集成材工場が中心となって、内装材および家具を製造する体制を構築しました。これにより、公共施設では全国初となる「全体プロジェクト認証」の取得を目指しています。（平成 29 年 9 月完成予定）

森林認証材を普及するために

ステップ１：地域の合意形成のためのネットワークづくり

まずは地域ぐるみで話し合い、認証材を普及する合意を形成

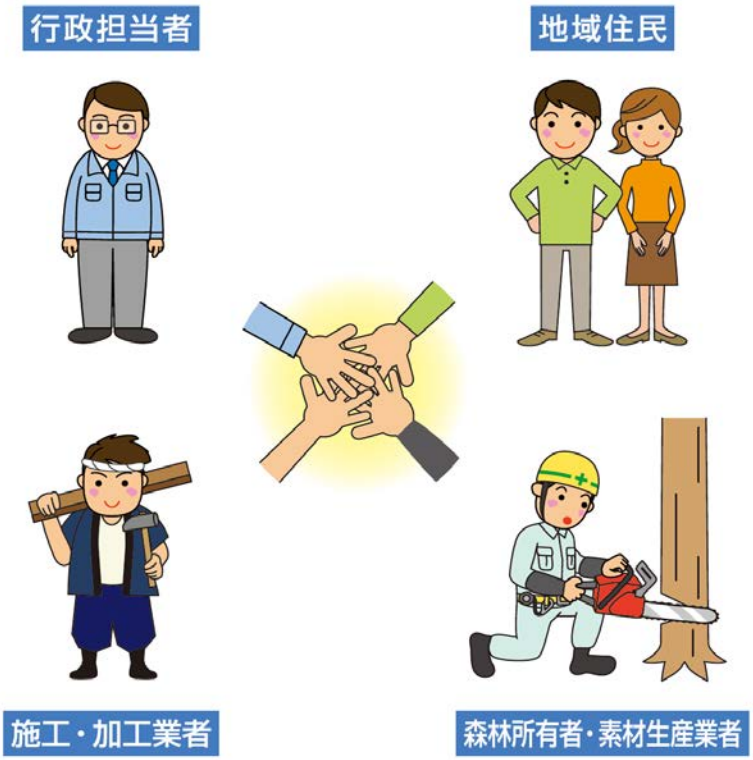

・合意形成を図るため、行政機関をはじめ、地域住民、森林所有者や素材生産から製品の加工・流通に至るまでの関係者によるネットワークを構築する必要があります。
・これにより、利害関係者同士の情報交換や意思疎通、相互理解や理念共有、政策の理解促進が可能となります。
・地域の事業体が連携して、認証材の流通網を形成していくための下地となります。

コラム③

北海道 C 町では、平成 16 年に、全国的に活発になった市町村合併の議論を契機として、町の独自性の確立と他地域との差別化を提言・実行するため、町役場の主導により認証取得に向けた協議会が組織されました。参加者は、林業事業体、環境団体、教育関係者、消費者団体等の 20 を超える団体に加え、公募された町民を含む様々な利害関係者により構成されました。
この協議会において、勉強会・研修会を開催して協議を深める中で、町産材の住宅利用促進や環境教育、二酸化炭素吸収源としての価値評価などの第三者による裏付けとして森林認証を活用することが提案され、森林組合を中心に 20 を超える山林所有者による 3,000ha 強の FM 認証を取得することに繋がりました。
また同時に、川下側の工務店による勉強会も並行し開催され、地域の工務店数社で認証グループを設立し、CoC グループ認証を取得しました。

ステップ２：計画的なサプライチェーンの構築

適正な規模とタイミングで認証を取得して確実に連鎖

- **森林所有者や森林組合、地域の協議会が FM 認証グループを、また素材生産、製材、加工までの工程ごとに複数事業者の CoC 認証グループを組織します。**
- **水平、垂直連携のもと、足並みをそろえて同時並行的に認証を取得することで、認証の連鎖が期待できます。**
- **水平、垂直連携の各代表者等により需給情報を確認し、適正な在庫管理、納期の順守を図ることができます。**
- **顔が見えて連携しやすい地域単位など、適正規模のネットワークを構築することにより、一般住宅等への認証材の利用拡大を図ることができます。**

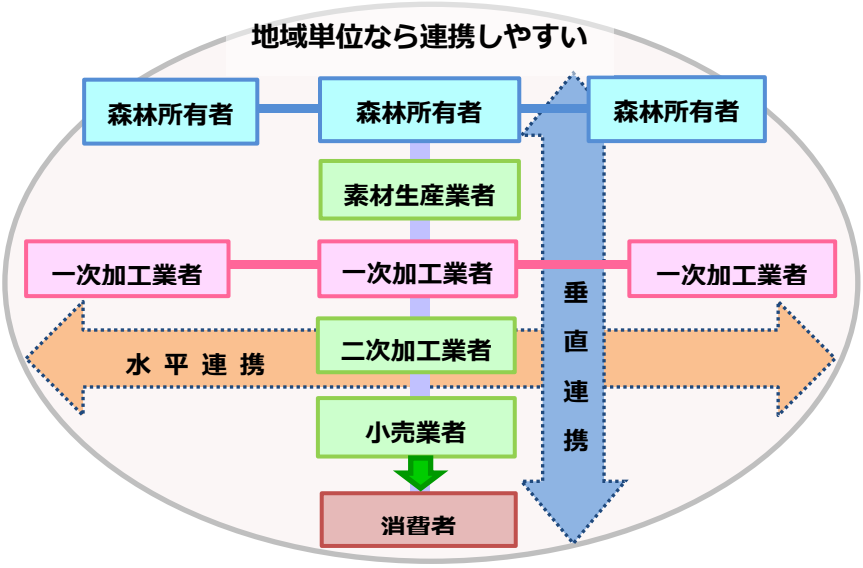

連携の効果

森林所有者/素材生産者

- 施業集約化による効率的な木材生産や、認証取得費用の負担軽減が可能となります。
- 認証材の大量かつ安定した供給体制の構築と安定した販売先の確保が期待できます。
- 流通システムを垂直連携することで、林業関係者と消費者の繋がりを強化することができます。

一次加工業者（製材工場等）

- 森林所有者との直接取引により、流通コストを削減できます。
- 垂直連携することで供給体制の信頼性、在庫の状況などを相互に透明化することができます。
- 認証の連鎖をより確実に図ることができます。

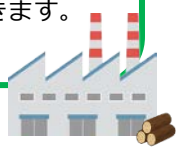

二次加工業者（工務店等）

- 川下から要求される木材の品質や産地などの情報を林業関係者や製材工場等へフィードバックしやすくなります。
- 国産認証材を使用したことが証明された建築物や製品を最終消費者に提供できます。

最終消費者

- 認証製品を購入することで、持続可能な森林管理に貢献することができます。
- 製品に使われている木材の産出された森林を知ることで、愛着を持って使用することができます。
- 顔の見えやすい関係を構築することで明瞭な価格で購入することができます。

ステップ３：広域連携による認証材供給の可能性

複数の地域・大規模事業体・都市部が広域連携して、大規模木造建築等に利用

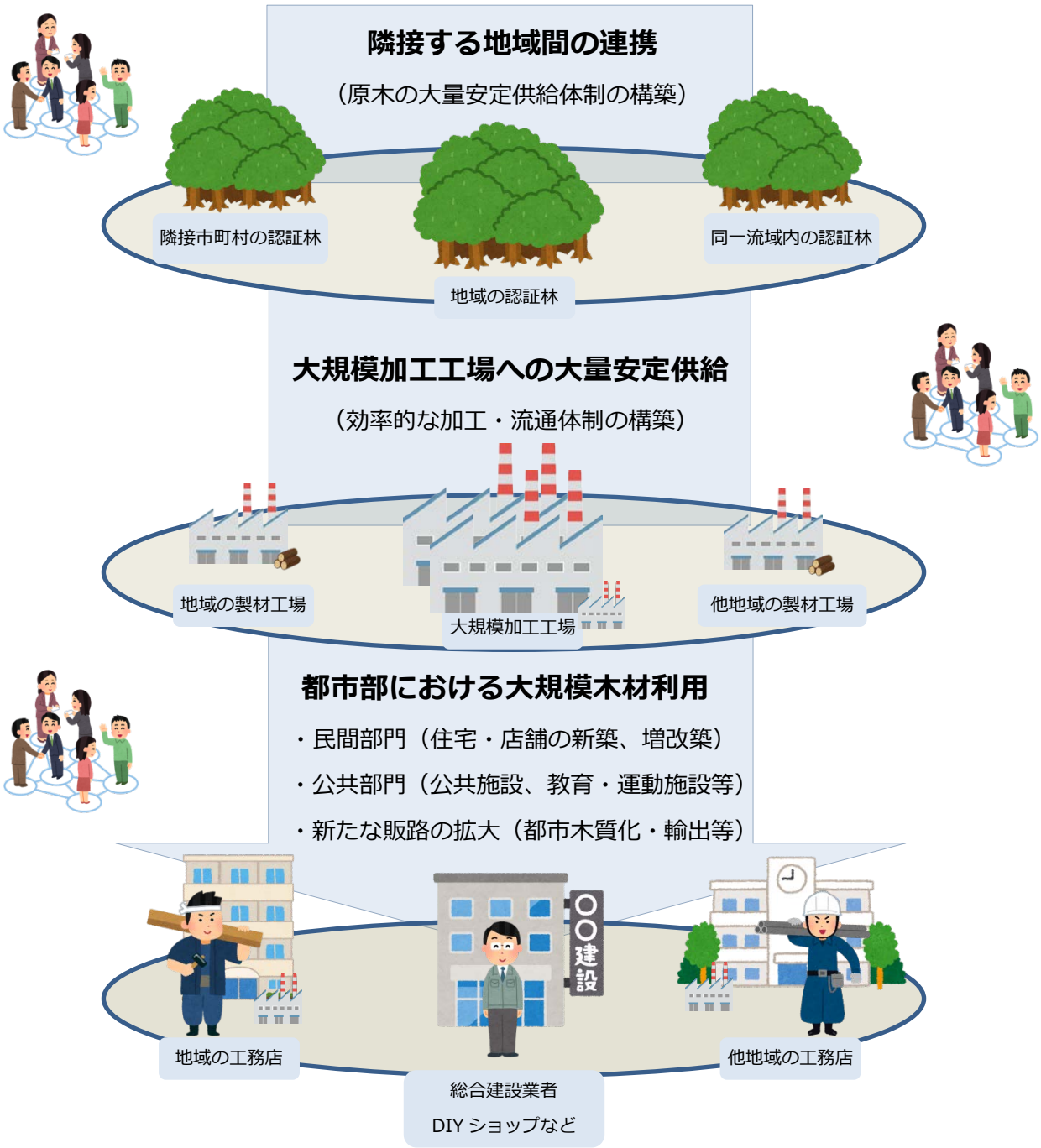

・地域外の大規模事業者に、品質規格の統一された大量の認証材の安定供給が可能となります。
・地域外の需要の創出により、認証材の利用を拡大することになります。

コラム④

宮城県 B 町では、町産認証材の供給量に限度があることから、隣接市町村等と協定を締結して、認証材の安定供給体制を構築し、大規模な需要に対応しています。

参考：認証材の利用促進に向けた行政機関の取組

① 地方自治体によっては、各種の助成・補助制度を設けて、森林認証、認証材の利用を促進しているケースがあります。

川上から川下まで、地域産認証材の利用を推進して、地域経済を活性化

・助成・補助金を利用することで連鎖・流通した認証材のサプライチェーンが、地域内で完結することにより、地域循環型の経済効果が創出されます。

コラム⑤

静岡県 A 市では、森林組合及び森林所有者等が行う造林、下刈り、枝打ち、間伐、作業道整備といった、各種森林施業に対する補助率で、認証林を優遇することにより、FM 認証の取得促進を図っています。
このことにより、認証林では、非認証林と比較して補助金の上限額が 2 倍（作業道整備については 1.5 倍）となっています。

コラム⑥

北海道 C 町では、認証材と非認証材の価格に差異が見られない一方で、特にカラマツが食害を被り易い野ネズミの殺鼠剤散布ができないなど、森林所有者にとって認証を取得するメリットが見出しにくいことから、「認証林普及事業」として認証材の原木価格の一部を森林所有者に助成することで、FM 認証の取得を促進して認証材の供給量の拡大を図っています。
また、町内で川下の需要を喚起して経済の地域循環を図ることを目指して、町内工務店の CoC 認証取得と合わせて町産材活用事業を実施しています。CoC 認証を取得した町内工務店の施工により、町産認証材を使用して住宅や店舗の新築・増改築を実施する町民に、その費用の一部を助成しています。また、対象物件は地域の民間金融機関より借入利子の軽減措置が受けられます。

**② 公共建築物の建設等にあたり、
積極的に認証材の利用に取り組んでいるケースがあります。**

公共建築物等に認証材とプロジェクト認証を使用して、大量安定供給体制を強化

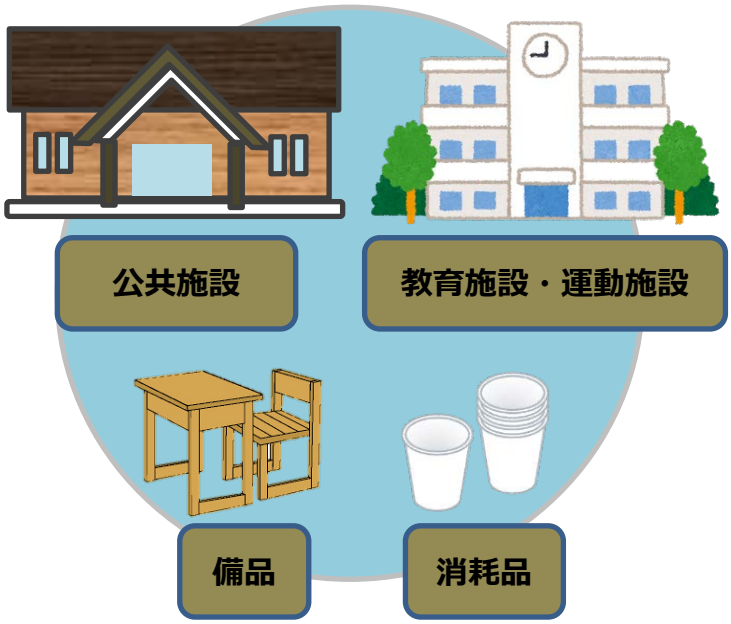

- **公共建築物に認証材を利用することで、認証材の需要拡大及び大量供給の実践機会が提供されます。**
- **実践を通して大量安定供給体制の整備や品質規格の統一化が図られることにより、認証製品を他の地域や大規模事業体に供給しやすくなります。**

コラム⑦

静岡県 A 市では、公共建築物の建設にあたり、地域産認証材を活用し積極的に木造・木質化を推進するとともに、プロジェクト認証（全体プロジェクト認証または部分プロジェクト認証）を取得することを目標に掲げて取り組んでいます。平成 32 年までに公共建築物等に使用する木材に地域認証材を 100%使用することとしています。
また、公共調達される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（封筒、名刺、文房具等）については、木材を使用したものを利用・導入するよう努めるとともに、積極的に地域産の認証材を利用した製品を活用しています。

コラム⑧

宮城県 B 町では、森林認証材の普及促進を図るため、公共施設の建設に森林認証材を活用する方針をとり、入札時の仕様書に森林認証材の使用の明記及び入札評価ポイントへの加算を行い、認証材の利用拡大を進めています。

問い合わせ先

森林認証制度（森林認証管理団体）

- **FSC**（特定非営利活動法人日本森林管理協議会）
  〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-4-4 武蔵ビル 5F　TEL：03-3707-3438
- **SGEC**（一般社団法人緑の循環認証会議）
  〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F　TEL：03-6273-3358
- **PEFC**（特定非営利活動法人 PEFC アジアプロモーションズ）
  〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-7-10 山京ビル 903　TEL：03-3221-0151

林野庁

【森林管理など】森林整備部計画課（全国森林計画班）TEL:03-3502-8111（内線 6144）
【木材加工・流通など】林政部木材産業課（流通班）　TEL:03-3502-8111（内線 6102）